

年には地方自治の強化を図ったシャープ勧告のほか、地方自治庁が発足し、翌五〇年には神戸委員会の「行政事務再配分に関する勧告」が出され、五二年には地方制度調査会設置、自治庁発足と続きます。そして五年の地方自治法改正で市町村は「基礎的な地方公共団体」、都道府県は「市町村を包括する広域の地方公共団体」と明確にされます。こうして「都道府県は地方公共団体に入りません」という憲法解釈が、とうてい通用しない事態となつて、切り札として再登場してきたのが、戦時中でも実現しなかつた中央集権そのものの道州制構想でした。

道州制をめぐる歴史その③

…破綻した戦前への回帰、第四次地制調査甲

それではどんな道州制が登場してきたかということ、基本レジメの四ページに「道州制などに関するこれまでの主な提言」(表4)として、三つの表を紹介しています。これは北海道庁が設置した「道州制検討懇話会」

の報告書(二〇〇一年三月)に収録された資料の一部に、連合愛知が、さらに私が若干つけ加えたものですが、表の④の「道州制に関する主な提言」の最初に出てくる一九五七年(昭和三二年)の第四次地方制度調査会の答申がそれです。岸内閣の時でした。

今度の二八次調査会の大先輩にあたるわけですが、この大先輩が出したのが、「地方制」案」というものでした。府県を廃止して、全国を七く九ブロックに分け、「地方」を設置する、その地方の責任者は「地方長」で官選で、議員は公選です。「自治体的性格と国家的性格を合わせ有する中間団体」とされていましたが、別に「地方」の区域を管轄区域とする国の総合出先機関として「地方府」を置き、「地方」と「地方府」の責任者は同じ人物が兼任するという仕組みです。

これは憲法における「地方公共団体」には、都道府県は当然含まれるという明確な結論が出てしまったものからです。府県を廃止して「地方」「地方府」という新しい制度、いわゆる道州制を創って、戦前の内務省流の地方統制をよみがえらせようというものです。さ

(表4) 道州制などに関するこれまでの主な提言

㊦ 道州制に関する主な提言

年	提言者	提言内容
1957年 (昭和32年)	第4次地方制度 調査会	○「地方制」案 ・府県を廃止し、全国を7～9ブロックに分け「地方」を設置 ・首長は官選、議会議員は公選 （自治体的性格と国家的性格を合わせ有する中間団体 [考え方] ・府県の規模や財政力に差があるため全国的に統一した 処理が困難 ・国の出先機関と府県が併存しているのは効率的でない
1969年 (昭和44年)	関西経済連合会	○「地方制度の抜本的改革に関する意見」 ・府県を廃止し、全国を数ブロックに分け「道」又は「州」 を設置 ・道州に住民の直接公選による首長と議会を置く
1970年 (昭和45年)	日本商工会議所	○「道州制で新しい国づくりを」 ・府県を廃止し全国を8つの道州に区画 ・道州は国と市町村の中間に位置する公共団体 知事及び議会は住民の直接公選 ・府県の事務は原則として道州に移譲 （一部生活に直結する事務は市町村に移譲） 国の事務で適当なものは道州に移譲 [考え方] ・府県の区域が狭くなり社会経済の要請にそぐわない （広域行政の需要に対応できない） ・市（大都市）の行政の拡大によって府県と市の二重行政 の弊害が生まれている ・過密と過疎の解消のためには広域的に調整が必要
1981年 (昭和56年)	関西経済連合会	○地方庁構想
1982年 (昭和57年)	日本商工会議所	○「新しい国づくりのために」 ・府県を廃止し、地方公共団体としての「道」を設置する
1996年 (平成8年)	学識者グループ (PHP研究所) 「日本再編計 画—無税国 家への道」	○「州府制」構想 ・3,232市町村を再編、257「府」にする。 府は福祉、保健など生活関連行政を担当 ・47都道府県を再編、12「州」にする。 州は府単独でできない広域行政等のみを担当 ・国の役割は国防、外交、年金、全国的ルール設定などに限定
1997年 (平成9年)	読売新聞社	○「12州・300市体制」 ・市町村を300程度の「市」に、都道府県を12の「州」に再編する。 ・市は生活関連行政、州は広域行政と市間の調整、国は 内政面の役割を縮小、国際化への対応

年	提言者	提言内容
1999年 (平成11年)	PHP政策研究 レポート (監修 宮藤 淳 北大教授)	○「地方政府の確立に向けて」 ・国は外交、国際調整業務などに特化 ・市町村は基礎自治体として地域住民に関わる業務を分担 ・12の道州政府を設け、市町村地域間の調整業務を行う。 〔考え方〕 ・地方分権の最終目的は地方政府・地方主権の確立 ・立法、行政、さらに司法機能も視野に入れた地方政府の機能を拡充 ・市町村の体力が養われた将来には、国と基礎自治体である市町村の二層構造も可能
2002年 (平成14年)	PHP総合研究所	○「実効ある地域主権」ー地域主権に向けた7つの挑戦ー (日本再編計画2010) ・市町村を257の「府」へ、都道府県を12の「州」に再編する。 ・国は、国防や外交、治安維持や裁判所、年金、生活保護、高齢者医療、失業保険などを司る。 ・州は府が単独でできない、広域に及ぶ行政事項を担当。 (例:警察、公共事業、環境衛生、災害復旧、医療保険など) ・府は、住民の生活に密着した生活関連行政を担当 ・国庫支出金は廃止、19兆円の税源を地方へ移譲、地方交付税を廃止、州間の財政調整制度を導入
2002年 (平成14年)	全国経済同友会 地方行財政改革 推進会議	○「自ら考え行動する地域づくりを目指して」 ・国の役割は国防や外交、生活保護や年金、国全体の秩序維持、ルールの設定、経済安定政策などに限定し、その他の事務事業は基本的に地域の権限と責任で実施する。 ・国と地方の行政体制を行財政基盤を強化した新しい「市」(人口10万人以上)と都道府県を広域統合した「道州」からなる、市-道州-国に再編する。 ・国が担ってきた道路、河川などの社会資本整備の大部分は道州に移管 人口10万人未満の小規模市町村については、社会資本の整備・維持・管理などを道州制が補完する。 ・行政システムは、国から地方へ税源移譲し、地方交付税制度を廃止し、新しい財政調整制度を導入する。

㊦ 連邦制に関する主な提言

年	提言者	提言内容
1990年 (平成2年)	日本青年会議所	○「地方分権へのいざない」 (連邦制) ・県の合併により8州を置き、現在の国の権限のほとんどを移す。 ・最小行政単位は市町村の合併による「藩」(人口20~30万、数は400~500) ・連邦政府は州からの委託により、外交、防衛、国土計画、基準の設定等を行う。

年	提言者	提言内容
1991年 (平成3年)	岡山県	○「連邦制の研究報告書」(連邦制) ・府県を廃止し、立法、司法、行政の機関を備えた7州を設置。 ・州内の基礎的自治体は市町村。州内の地方自治制度は各州法で定める。 ・連邦は外交、防衛、金融、社会保障等統一国家としての存立に必要な最小限の事務を担当
1992年 (平成4年)	恒松 制治 元島根県知事	○「連邦制のすすめ」(連邦制) ・基礎自治体は人口20~30万の「市」 ・「市」の共同体として全国に8~10の「州」を設置、広域的な行政を担う ・連邦政府は外交、防衛、国的規模での計画や民法など基本的な法規の制定
1992年 (平成4年)	平成維新の会 (大前研一代表)	○「道州制」論(連邦制) ・人口1,000万単位の10の道州を設置、道州は経済的に自立 ・国は各道州の共同経営体。外交、国防、全国的に共通の最低限の基準設定などを行う。

⑧ 国の総合出先機関の設置に関する主な提言

年	提言者	提言内容
1963年 (昭和38年)	臨時行政調査会 第二専門部会	○「地方庁」構想 ・全国9ブロックに国の総合出先機関(仮称地方庁)を設け、それに実施権限を大幅に移譲する。
1981年 (昭和56年)	関西経済連合会	○「地方庁」構想 ・全国の7~10ブロックに国の総合地方行政機関である「地方庁」を設置 ・域内の地方公共団体に関する連絡調整事務を総合的に実施
1995年 (平成7年)	平松 守彦 大分県知事	○「日本合衆国」への道(「九州府」構想) ・国の出先機関を東に「九州府」を置く。 「九州府」長官は公選、各県の代表で構成する「九州議会」を設置 ・国の権限を大幅に「九州府」に移譲。その後、県と市町村への権限移譲か、道州制への移行を検討
1995年 (平成7年)	地域産業政策 研究会 (北海道内経済 4団体トップの 私的勉強会)	○「地域政策府」構想 ・全国を6~11ブロックに分け、国の出先機関を統合した「地域政策府」を置く。 ・本省の権限を大幅に移譲し、「地域政策府」が管内の産業経済・社会資本整備に関わる事務を一元的に処理 ・条件が整った時点で都道府県と統合し、道州制へ移行

きほど紹介した戦時中の一九四二年三月の内務省の内
部文書、「州道制二関スル意見」と全く同じ物の復活で
す。戦後、主権在民という新しい憲法の下での地方制
度、地方自治をひっくり返すという明確な意図のもと
に出されたものです。

ところがこの表④の該当部分には肝心なことが書い
てありません。どういふことかというところ、この第四次
地方制度調査会の答申は、調査会内部の強い反対意見
を振り切って、わずか一票差で、可決されたというこ
とです。一票差ということは賛成意見と反対意見がほ
ぼ互角であったということです。道州制への反対意見
とは、広域化に対応が必要ならば府県を統合すればよ
い、都道府県と市町村の二層制は堅持すべきだとい
うものでした。

だから無理して可決はしたものの、その後、事実上
実行できない答申、「たなざらし」ということになりま
した。これは先ほど紹介しました辻清明・東大教授
(行政学)、田中二郎・東大教授(行政法)といった戦
前戦中の軍国主義をくぐり抜けてきた体験を持ったリ

ベラルな学者の方々を中心に、戦後の新しい憲法とと
もに生まれた地方自治制度を堅持すべきだ、死守すべ
きだというくらいの気迫でのがんばりの結果でした。
その後、政府はどういう態度を取ったかというところ、戦
前型の国の出先機関としての道州制は表向き議論でき
なくなり、都道府県と市町村の充実ということをやっ
て行かざるを得なくなりました。

そういうなかで突出して出てくるのが財界の動きで
す。いろんな色合いがありますが、六九年の関西経済
連合会、七〇年の日本商工会議所、八一年の関西経済
連合会、八二年の日本商工会議所と続きますが、詳し
くは表④をご覧ください。九六年には「学識者グルー
プ(PHP研究所)」ということ、「州府制」構想」
が出されていますが、ご存じない方が多いと思います
が、これが現在の財界、日本経団連の構想の土台にな
っていると思います。PHP研究所とは松下電器を創
業した松下幸之助さんが設立したもので、当時三、二
三二あった市町村を二五七の「府」に統合し、都道府
県を再編して一二「州」とするということです。当時

の累進課税の結果、多額納税者であつた松下幸之助さんは、税金を払わなくてすむ国家を造ろうというのが遺言でした。例えば国に年五〇兆円の歳入があるとすれば、その一割の五兆円を基金に積立るといふぐあいには一〇〇年続けると、その後は基金の利子で国家が運営できるといふものです。その遺志を受継いでまとめられたのがこの提言です。厚い本になっていますが、タイトルは「日本再編計画：無税国家への道」となっています。齊藤精一郎という財政学者が主査でしたが、この中心メンバーの一人が、今を時めく財政諮問会議の民間「議員」の本間正明・大阪大学教授です。この本の中に「わが国財政の歩み」というなかなか良くまとまった見開きの図表がありまして、学習会の資料として活用させてもらいましたが、この中に重要な誤りがあるのを指摘したところ、訂正された第二刷りの本を、お礼に送っていただいた思い出があります。話が余談になりましたが、そういう現在の財界の基調になつていふと思われのが、このPHP研究所の提言です。

表⑥が、「連邦制に関する主な提言」ということで、九〇年の青年会議所、九一年の岡山県となつています。先に紹介した旧版の「逐条地方自治法」の著者として長年、「自治の神様」として君臨した長野士郎・元自治事務次官が知事時代のことです。九二年の恒松治治・元鳥根県知事、この方は大学の先生から知事になられ、退任した後は独協大学の教授をされましたがその時代の提言です。九二年の平成維新の会（大前研一代表）などの連邦制を主張する提言が出されています。本日は、あたかも連邦制が実現するかのようには浮かれてしまつていふとしか、いいようがない九州の財界、市長会に頭を冷やしていただくために、連邦制とはそもそもいったいどういふものかについて、私のお話の後に石村先生にドイツの連邦制についてうんちくを傾けていただくことになっています。（福岡の暮らしと自治」、二〇〇六年七月号に収録）

表⑦が「国の出先機関の設置に関する主な提言」です。現在は中央省庁の出先機関がバラバラに地方におかれていますので、それを統合してブロックごとに

「地方庁」を設置するとか、「府」や「地域政策府」構想が紹介してあります。

以上、これまでこの三つの表で示されているような動きがあったわけですが、中央政府の方は戦前型の道州制の導入を図ろうとしたが、まともな学識経験者はみんな反対するといった状況で、それは頓挫してしまい、実行不能に陥り都道府県と市町村の二層制を堅持するということで一応は対応せざるを得なくなり、財界筋が拘束されずに独自の主張を繰り返してきたという事です。

道州制をめぐる歴史 その(4)

…経済開発と連動し始めた地方再編

そこで、八〇年代後半からの都道府県域を超えた広域行政問題で政治や行政と経済団体の動向を、「地方自治制度改革論」(白藤博行他編著、自治体研究社)の第五章「広域行政論」(樹神成・広島大学教授執筆)を参考にして紹介していきます。

八七年に四全総(第四次全国総合開発計画)が出されましたが、それまでの定住圏構想をうたった三全総(七七年、テクノポリス、工業再配置計画)までと違って、都道府県域を超えたより広域的な観点から地方分権に言及し、東京圏、関西圏、中部圏、地方中枢・中核都市を中心とする広域的な圏域の連携による国土計画の提唱がおこなわれています。

福岡でいえば福岡市を九州の中核管理機能都市として位置付け、同じく札幌、仙台、広島というぐあいに整備していく方向で、本口お見えの三上禮次先生なども四全総以前から中核管理機能に着目した研究をされていきました。四全総のこれらの動きと連動した形で地方再編ということが議論されるようになっていきます。

八九年にいわゆる第二臨調の後継組織の臨時行政改革推進審議会(行革審)の第二次行革審の「国と地方の関係等に関する答申」が出され、ここで都道府県連合制度の提唱、都道府県合併促進のための特別措置の明記、さらに「現行の都道府県制度に代わり数個の都道府県の区域に立脚する広域的な地域行政主体の形成

を展望」した「地方制度の抜本的改変とその後の制度のあり方」の検討がよびかけられています。このよびかけを受けてか、先ほど紹介しました財界筋の提言、あるいは連邦制とかの提言が、百花繚乱、百家争鳴という形で出されてきたのではないかと思えます。

それから九三年に第三次臨時行政改革推進審議会が最終答申をおこないまして、一極集中や格差拡大等に対応するため「分権型行政システムに転換する必要」、国機能の重点化のための「国と地方の役割分担の本格的見直し」を提起しています。首都圏を始めとする大都市部と地方の格差が拡大し、地方がさびれていくという現実を前に、ここで地域活性化・経済論的議論と、国家再編、国家を変えていくという議論が合体されて物事が語られるという状況になります。

旧内務省の復活構想と道州制

九九年に内閣府や経済財政諮問会議の新設など首相の指導性、権限強化を始めとする中央省庁等改革関連

法と、地方分権一括法制定が同時に制定されましたが、中央省庁等改革関連法は二〇〇一年一月に、地方分権一括法制定が原則として前年の二〇〇〇年四月に施行されました。橋本内閣時代にこれらの再編は準備されたのですが、この時、地方自治にとって大変重要な変化が起こりました。それは自治が拡充されたとか、中央政府と地方が対等になったとか盛んにいわれたのですが、片一方で進化したことはそれまでの自治省が新設の総務省に含まれることとなったことです。

ご承知のように自治省というのは地方自治にとって役に立ったのかというと、いろんな意見のある役所ですが、憲法でいえば「第八章 地方自治」に対応する役所なのです。ところが総務省というのはかつての自治省ばかりでなく、郵政省や国の行政管理をやってきた総務庁などを大括りにまとめたものです。総務庁は中央政府の行政管理をおこなってきたわけですから憲法でいえば、「第五章 内閣」に関する行政管理が仕事でした。中央政府の行政を扱う役所と「第八章 地方自治」を扱う役所が、合体したということは非常に大

変なこと、大きな変化です。

私は二〇年ほど前から日本の憲法は三権分立ではなくて四権分立を規定しているのだと主張してきましたが、それは日本では余りにも三権分立と言われ過ぎるから、あえて四権分立と言ってきたわけです。近代民主主義国家の憲法の理念から言えば「権力の分立」というのが基本概念です。日本国憲法をみても、その章だてをみれば統治に関しては国会、内閣、司法の三権に加えて地方自治を入れた四権となっていることは明瞭です。その四権のうちの一つである地方自治を担当する省が中央政府・内閣の行政を扱う省と合体させられたのは、はつきり言えば旧内務省の復活に大きく近づいたものです。旧内務省というのは内政を総括して戦前の軍国主義、中央の地方支配の支柱であったということで、それを解体するということが戦後の民主化の重要な柱でした。戦後、それを復活させたいという動きが、旧内務省関係者やその後の自治官僚のなかに非常に根強く存在してきました。

石原信雄という自治官僚OBのなかでの大長老とで

も言うべき方がおられますが、自治事務次官を退任した後、竹下、宇野、海部、宮沢、細川、羽田、村山と七代にわたって内閣の官房副長官（事務方）として、自治官僚だけでなく中央官僚全体の元締め役をされた方です。この石原さんが、自治省と、人的には大蔵省の系列にあつた総務庁の行監と人事局を統合した総務省構想を提唱し、行政改革会議の目玉であつた内閣府構想と、総務省をセツトにした「内閣府・総務省体制」論（石原構想）を主張されていましたが、しかし結果的には総務省に省庁間の「総合調整」機能は付与されずに終わりました。

そこで旧内務省の復活を狙う「内政の総括省」への「格上げ」戦略が存在するとしたら、それは、市町村合併や「道州制」と言つた「自治体の大括り再編」を梃子にした地方構造改革しかなかったのではないかと推察できる。」（白藤廣行編の前掲書、第一章「地方自治制度をめぐる『改革』の論理と憲法の原理」と、白藤廣行・専修大学教授は書かれています。白藤教授は、この文章に続けて「総務省の生き残り戦略」という表

の、以下の一節をご覧ください。

「住民が帰属する住民に最も身近な自治体の枠組みのあり方は、自治の基本をなす要素であり、地方自治の本旨に基づいて定められた自治制度の枠を前提とした上で、住民に多様で且つ自由な選択を許すものとすべきことは当然である。従って、市町村の区域を変更する合併は、本来、当事者である市町村及び住民の自主的な判断を前提に進めなければならぬ。もし、論者〔強制的に合併させよ〕と政府の審議会などで主張する人々を指している（引用者）の意見が、この原理、原則を曲げるべきものであるとするならば、住民の意思に裏打ちされた市町村の、自己決定、自己責任の確立を柱とする今次の分権改革の理念に逆行するものと言わなければならない。」

これは月刊「地方自治」の二〇〇〇年一月号の巻頭論文として掲載されたものですが、執筆者の自治省行政局長は当時の合併推進の総元締め、総責任者であり、自治省自身（行政課内の地方自治制度研究会）が、編集している雑誌（現在も総務省が引き継いでいる）の

新年号で、「今年は合併をやるぞ」と大号令をかけた文章の中から拝借したものです。中川論文のこの箇所は、まさに正論で、私は付け加えるべきものを、まったく思いつくことができないほどです。

ところが同じ雑誌の翌〇一年の一〇月号の巻頭論文として、市町村合併という国家的「最重要課題、任務」を与えられた担当官僚の、気分の高揚ぶり、「使命感」を伝える論文が掲載されていました。

その冒頭、出だしの一節は、「現在内政上の最重要課題は何かと問われれば、霞ヶ関、永田町を中心とする中央においては市町村合併と大多数の方が答えるであろう。」から始まっていました。論文名は「平成の市町村合併の理念と展望」で、筆者は高島茂樹・総務省市町村合併推進室長（当時）でした。

先の中川論文掲載時とは、総務省の方針、市町村合併の位置付けが、明らかに大きく変化していることがうかがえるとして、私が注目していたものでした。「内政の総括省」への「格上げ」戦略が、とりあえずは挫折を余儀なくされた中央省庁等改革関連法が施

行されたのは、先に紹介しましたように〇一年一月で行された。明らかに市町村合併から道州制、国家のあり方の大改変という総務省の生き残り戦略についての、新たな意思統一が自治官僚のなかで行われた、とみるべきだと思います。

財界の新自由主義的国家再編と連動

このように道州制をテコに、内政を統括する旧内務省の復活を実現させようという気配が、総務省の官僚のなかでは非常に濃厚です。ですから以上のような総務省官僚の流れと、「新自由主義的内政改革」を求める財界流の流れとが合流し、各省の自分たちの権限は手放したくないという各省主導の「垂直的調整」の強化を求める流れとが、国民、住民不在のまま絡み合っているというのが現状とされます。

その後、「平成の大合併」が進行していきませんが、〇三年一月には日本経団連が「活力と魅力溢れる日本をめざして」、いわゆる奥田ビジョンを発表します。

二〇二五年めざし「中央、州（地域の広域政治・行政体）の両政府と、現行の市町村より広域的な自治体の三つの政治・行政組織が、それぞれの所掌分野について責任をもって遂行する新しいシステムを構築することを求めたい」と提唱しています。ここで奥田碩会長（当時、トヨタ自動車会長）は、「おそらく二〇〇三年からの二、三年が、日本の将来を決する『峠』となる」と見通しをのべています。

〇三年一月には第二七次地方制度調査会、今回の調査会の前回の調査会ですが、これが「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」を出します。連邦制の否定、二層制ではあっても都道府県を否定した道州と市町村という二層制をうたい、本格的な道州制論議へ一歩踏み出すものでした。

〇三年三月には第二八次地方制度調査会に「道州制のあり方」等について諮問されています。〇五年四月には経済財政諮問会議の「日本二十一世紀ビジョン」が、二〇三〇年を視野に「豊かな公・小さな官」をめざし、「国と地方の関係を見直し道州制を導入する」と

提起しています。○五年三月には全国知事会が設置した道州制研究会が、「めざすべき国のかたち、広域自治体のかたち」道州制研究会における審議経過（案）を公表し、地方の奮起を求めるとともに「道州制移行論」と「現行制度活用優先論」を併記しています。

松下電器のリストラ、V字回復を絶賛

そして本年、○六年二月の第二八次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」、本日の記念講演で検討している答申に至ったのです。しかし現状では、これまでのでてきましたように現行制度活用優先論も非常に根強く存在しており、道州制に移行すれはうまくいくという議論とがぶつかりあっています。前半で紹介した二八次地方制度調査会の専門小委員長として、道州制への旗を振った松本英昭・元自治事務次官の福岡での講演（二〇〇七年五月一〇日）で、私が特に異常だと思ったのは基本レジメの五ページに全文紹介しています。松下正幸・松下電器産業副会長、この方

はさきほど紹介したPHP研究所をつくった松下幸之助さんの孫にあたる方の方ようですが、この方の「道州制 経営者の視点で論議を」という読売新聞の「論点」欄に掲載された文章を講演の途中でも持ち上げて紹介しましたが、そればかりか講演の最後はこの一節、六四〇字分ぐらいを長々と読み上げて、講演の、まとめとされたことです。それで私も参考までに松下さんのこの論説を、本日のレジメに資料として紹介させていただきます。

この松下さんの論説では、「（地制調の答申に）残念なのは、道州制への移行時期について何も触れられていないことだ。」という立場から、なぜ今、道州制が必要なのかということ、皆さんご承知のように松下電器は数年前までは大変な経営危機に陥っていたわけですが、「強力なリーダーシップによる経営改革で、業績はV字改革を続け、二〇〇五年度は一五年振りに四、〇〇〇億円の連結営業利益を実現できた。ここまでの回復できた大きな要因の一つに『ドメイン（事業部門）制の導入』があげられる。」と述べておられます。

松下電器はよく大企業病ともいわれましたが、大変な巨大企業となっていました。それを部門毎に大括りして、そこそこで分社化というか、分権して小回りが利くようにした、それで危機を脱したというのです。

それを見習って道州制を導入して「中央集権の画一的な行政によって閉塞状況にある地域が生き生きと蘇るはずだ。」と提言されています。「私はこれを言いたかった。この松下さんのコラムを最後に御紹介して、私のお話を終わらせて頂く。」(九経調月報〇六年六月号)。

これが、松本英昭さんの講演の最後の言葉でした。実は、最近の松下電器は薄型テレビのプラズマで大ヒットですが、松下電器は〇一年以来二万人を超す人員削減、賃下げ、リストラ、非正規職への置き換えなどを、「破壊と創造」で新しい松下を創造する」というスローガンのもとにおこなってきたわけで、小泉構造「改革」下の新自由主義が生み出した「リストラ景気」の典型的事例です。門真市など地域の経済にも深刻な打撃を与えています。自治体、公共機関と多国籍企業化した巨大営利企業を一緒くたにした、とんで

もない議論と言わざるをえません。

これからの課題

時間がありませんのでレジメの「三、これからの課題」に、まとめに入りますが、時代への閉塞感、大都市部への一極集中、格差の拡大とか、それから地方はどうなるのかといった不安を利用しながら、憲法「改正」と連動した形で、九州の財界や市長会が「何が何でも道州制」と浮かれています。非常に危険なことだと思っています。道州制を利用してガラガラポーンで国家大改変の可能性が大了。

さきほどの松本さんが講演で強調していたのは、「道州制は「化け学だ」論でした。都道府県をなくして道州制にすれば、化学はけがくというのは物質と物質が反応しあつて新しいものができる、違ったものができあがる、道州制にはそうした効果があるんだということを強調していました。閉塞感、若い人たちが自分の将来設計を描けないという状況があるわけですから、そういう

なかで道州制でバラ色の夢が振りまかれて、さきほど紹介しました兵庫県知事や福島県知事のような、あるいは熊本県知事への西日本新聞のインタビュが近々掲載されると思いますが、こうした知事たちのような足が地に着いた見解ではなくて、浮かれた見解がこれからも強く出てくる可能性があります。

そういう意味では道州制というのは国の根幹にかかわる大問題だということで、国民的な論議が今、必要だということです。そういう意味でどこに依拠すべきかということですが、住民の暮らしと国土をどう守っていくかということが、一番大事なわけで、たとえば合併問題でも一、〇〇〇にはできなくて一、八〇〇余にとどまったわけです。そのなかで自治体、住民が示した力というのは、五〇年前と比べたら全然違う力を持つています。

国会の中では野党というのはわずかな議席しかない、しかも民主党と自民党・公明党との違いはほとんどない。もともと自治体の数を一、〇〇〇にするとか、新自由主義とかでは自民党・公明党・民主党の共通政策

でした。むしろ民主党のほうが新自由主義では本家意識が濃厚です。先に提起したつもりです。そういう状況のなかで自治体、住民が抵抗して一、八〇〇余にとどまりました。国会の中では野党の議席がわずかというなかで、ちょうど二年ぐらい前でしたか、三位一体「改革」ということで交付税などが激減させられ、住民の暮らしを担う全国知事会や町村会などの地方六団体が、何度も決起集会を開いて中央政府・小泉政権と対決するということがあり、私は当時「地方六団体の野党化現象」と表現したことがあったほどです。このままではまずいということで、政府もそれなりの対応をしましたが、ちなみに福岡の麻生知事が、全国知事会長になられたのも、その流れのなかからだと思います。

それまで「たたかう知事会」というスローガンで有名になった、梶原拓・岐阜県知事が全国知事会長でしたが、退任されるということで、麻生さんがアレヨアレヨという間に全国知事会長に選ばれた時、西日本新聞の県庁担当の幹部記者が「うちの麻生さんが知事会長？、務まるの？」といった感じの署名入り論説を出

したこともあり。麻生さんは、知事交際費の半分が政治家に配られていることや、昨年（〇五年）の市民オンブズマンがアンケートにもとづく情報公開度・全国ランキングでも最下位であったことに象徴されるように、もともと「分権派」でも何でもなく、いわゆる官僚出身者の典型的タイプの知事さんです。その程度に見られていた人なのです。

麻生さんの知事会長選出は、あれは明らかに「地方六団体の野党化現象」のなかで、一時は小泉内閣の倒閣宣言を出す寸前というところまでいっていたのですが、それに対する高等戦術というか、日本の支配的勢力の意図が働き、テコ入れがあった結果と思います。あの時の知事会長選挙の構図は自民党（麻生）対民主党（増田寛也・岩手県知事）という感じに持ち込まれてしまい、地方自治をどう守るかという構図には残念ながらならなかった、のではないかと当時思いました。これらのことは麻生知事が全国知事会長に就任された直後の、「福岡の暮らしと自治」三二九号（〇五年五月）掲載の座談会のなかでふれています。

しかしいずれにしても地方団体、地方自治が昔と比べ力を持つてきています。政権与党の基盤も世間で考えられている以上に脆弱です。国民も馬鹿ではありません。主権者意識の高まりは、新憲法の下で戦後の日本が生み出した最大の成果のひとつです。今回の三位一体「改革」も問題が多かったのですが、税源移譲で所得税の一〇%刻みまでは地方にまわすということになりましたし、地方六団体がつくった研究会、東大の神野直彦先生が委員長ですが、地方交付税という名前はやめて地方共有税という、もっと交付税の本来の性格に則した名前に変更すべきだとの提言も出されています。レジメのなかでも新聞記事を紹介していますが、そうした政策提起がやられはじめています。また昨日の新聞では国政に対する地方六団体の意見表明権を使って、新しい制度を提起するということも報じられています。

そういう意味では地方自治の行方というものは、いつも申し上げるのですが全てか無かとかいった形ではなくて、対立物の統一というか、いろんな要素が絡み

合った、弁証法的な対抗関係のなかで、物事を見ていくべきだということが重要だ、ということですよ。簡単にどうかなるというようなものではないんですが、もちろん道州制も簡単に実現するという状況でもありません。

現に政府管掌健康保険が、国の運営から切り離されることになっていきますし、七五歳以上の高齢者医療制度も同じく都道府県単位の広域連合が、来年四月から運営主体となることになっています。この二つは国の行政責任の放棄を意味するものですが、いずれにしても明治以来続いてきた都道府県は、簡単にはなくせるものではありません。

新自由主義的国家の大改変の動きと呼応して、この九州を始めとして地域の一部に、といっても財界筋と市長会ですが、道州制に浮かれていますといわざるを得ない危険な動きが強まっているだけに、これから日本国憲法の視点に立って、国民的論議を重ねて地域の力をつけていくために何が必要かとの、地域・住民の立

場からの地に着いた議論を展開しなければならぬという段階になっているということを強調して、私のお話を終わらせていただきたいと思います。

* 本稿は昨年（二〇〇六年）五月一三日に開催された研究所第二九回総会での記念講演を、当日配付した資料と合わせてまとめたものです。

（初出、「福岡の暮らしと自治」、二〇〇六年七月一二月、〇七年一、二月。三四三〜三四七、三四九、二五〇号）

資料紹介

○七年一月十八日に開催された全国知事会議に、富山県の石井隆一知事が提出した文書「全国知事会における道州制議論の進め方」が注目されています。道州間の格差が深刻で、東京周辺と東海が断トツに有利で、九州が最悪の数字となっています。以下、文書の項目と「試算表」を紹介します。

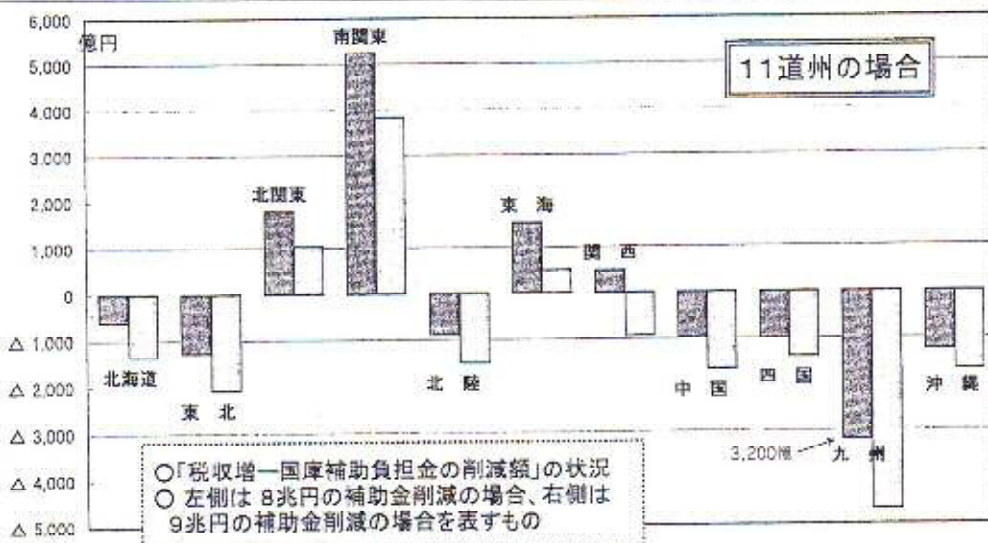
1 道州制を導入する方向での意見の一本化は時期尚早
2 国民の適正な判断が得られるよう具体的な選択肢を示すことが先決
3 安易な道州制の導入は格差拡大につながる恐れ
4 現段階で必要なことは道州制の検討に際しての基本的な方

◆ 9道州、11道州、13道州いずれの場合も、東京、名古屋、大阪などの大都市圏を有する道州での税収が増加。

→ 特に、首都・東京を擁する南関東が他と隔絶した財源超過。

◆ このような状況下で、適切な財政調整を行うためには、相当の工夫が必要。

→ 規模の面で、従来の地方交付税などによる対応では限界。また、団体間の水平調整制度も、地方団体の課税権との関係で、その実現は困難ではないか。



【試算の前提】

☆ 税源移譲については、最低限必要なものとして、H16.8.24 地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」を例に試算

○ 税源移譲額 8兆円（すべて道州分の収入と仮定）

- ※ 課税状況調査や決算統計データなどを基に試算
- ・第1期改革分 … 個人住民税所得割10%フラット化分 3兆円
 - ・第2期改革分 … 地方消費税 3.6兆円(1.5%分相当)
 - ・譲与税化分 … 地方道路譲与税 1.4兆円(揮発油税の50%程度)

○ 国庫補助負担額の削減額 8兆円(9兆円)

- ※ 交付実績や決算統計データなどを基に試算
- ・第1期改革分 … 義務教育負担金(1兆3,000億円)、国保(6,800億円)、(約3兆円) 公立保育所運営費(1,700億円)、児童扶養手当(1,800億円) など
 - ☆ この他、スリム化されたものが、公共事業などで1兆円程度
 - ・第2期改革分 … 義務教育負担金(1兆6,500億円)、私立高校等経常費補助(1,000億円)(約3.6兆円) 児童保護費負担金(2,800億円)、公共事業の一部(1兆5,700億円程度)
 - ・譲与税化分 … 道路事業等に充当の国庫補助負担金、臨時道路交付金(約1.4兆円)

向の提示 5 道州制の具体的な制度設計にあたり論議、解決すべき課題 (1) 道州制の下での国（中央政府）の役割はどうなるのか (2) 国から道州へどのような権限を移譲でき、国民生活はどのように向上するのか (3) 道州間の適切な財政調整制度をどのように構築するのか (4) 住民自治の面でのデメリットをどのように克服するのか 6 道州制導入の場合にあっても、全国一律ではなく、他の選択肢も認めるべき 7 まとめ